

2025,05,20



公式ホームページ



公式SNS (X)

No. 244

申
39
号

2025年度夏季手当に関する申し入れ

5月20日 (株) JR東日本ステーションサービスへ提出

夏季手当

基本給月額の
(契約社員を含む)

3.3ヶ月分

申
し
入
れ
事
項

1. 2025年度夏季手当については、「真の笑顔と活気あふれる職場」を創造するために、基本給月額の3.3ヶ月分(契約社員含む)を支給すること。
2. JR東日本ステーションサービスの持続的成長が図られる受託契約となる見直し協議を進めていくこと。なお、組合員・社員が、長きに渡り働き続けられ、将来に希望・展望をもてるよう情報開示等を積極的に行うこと。
3. この要求に対する回答については、2025年6月12日までにを行うこと。また、支払い指定日は、2025年6月27日までとすること。

『会社の持続的成長の源泉は、社員一人ひとりの成長である』と述べたJESS森山社長の発言を具現化すべき!
労働の価値の低下を招くことなく『働きがい』と『生きがい』を醸成させていくことは企業としての責務だ!

2024年度期末決算=増収減益であったものの黒字基調を堅実なものとした組合員の苦闘に応えよ!
すべての人が生きがい・働きがい・心の豊かさを実感できる夏季手当の実現を果たすべき!



満額回答を強く求める!

